

国の近年の動向について

1 社会保障審議会障害者部会(第149回)(令和7年9月)

基本指針の見直しについて

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、サービス基盤整備の目標の設定や、次期計画策定にあたってのポイントを定め、障害のある人への支援を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的にはかられるようにすることを目的とするものです。障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定時期に合わせ、3年に1度見直されます。

現在国で検討が進められており、令和7年末以降に見直し案のとりまとめが発表される予定となっています。

■今後の障害者部会の検討スケジュール(イメージ)

~8月	3/14 次期計画策定に向けた基本指針の見直し等の進め方、地域差等の論点提示 6/26 第6期計画の成果目標の実績、第7期計画の成果目標の集計を報告 7/24 地域差・指定の在り方(データ・論点を提示)
	9月 9/25 基本指針の見直しのポイント、成果目標等の見直し候補を提示して議論
	10月 10/1 地域差・指定の在り方について、7月の議論を踏まえ、データ・論点を提示等
11月	基本指針・成果目標等の見直し (秋頃 方向性の議論)
	地域差・指定の在り方 (秋頃 方向性の議論)
	その他 (関係審議会の議論を踏まえて必要に応じ検討)
12月	基本指針・成果目標等の見直し案のとりまとめ
1月	
2月	
3月	

※出典：社会保障審議会障害者部会（第149回）資料

第8期障害福祉計画 基本指針見直しのポイント(案)抜粋

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- 障害福祉データベース等も活用しながら、地域移行の見込み、地域資源などを把握することで、必要なサービス量を見込む。
- 障害者が希望する地域生活の支援のため、地域の支援体制を確保する重要性について記載。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 令和4年12月の精神保健福祉法改正を踏まえ、地域包括ケアシステムの理念の実現に向け、市町村における相談・援助体制の整備や、都道府県における体制整備等について盛り込む。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- 令和7年10月より開始される就労選択支援(本人の希望・就労能力や適性等に合った選択を支援)の積極的な利用を促すため、体制確保に努めることを記載。
- (自立支援)協議会の設置圏域ごとの就労選択支援事業所の設置に関する新たな成果目標を設ける。

④ 地域における相談支援体制の充実強化

- 小規模自治体で設置率が低い基幹相談支援センターについて、都道府県による広域的な助言なども含め、設置を一層推進する必要性について記載。
- 相談支援専門員を計画的な養成を通じ、本人や家族が望まないセルフプランの解消に取り組む。

⑤ 障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上

- 生産性向上によりケアの充実を図る取組について、間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上といった取組の更なる推進について記載。
- 「省力化投資促進プラン－障害福祉－」(令和7年6月策定)を踏まえ、人材確保・定着、生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標を追加。

⑥ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- 中山間地域や人口減少地域において、現行制度の活用により、サービス提供体制を維持・確保していくことの重要性について盛り込む。

⑦ 障害福祉サービスの質の確保

- 障害者グループホームが地域に開かれ、運営を事業者自ら適正にしていく取組を推進することの重要性について記載。
- 指定就労継続支援事業所の新規指定や運営状況の把握に関するガイドライン(令和7年度中策定予定)を踏まえ、適切な事業運営の確保に向けて取り組むことの重要性について記載。
- 障害福祉サービス事業所の情報公表の取組について記載を追加。

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- 意見申出制度(都道府県が行う事業者指定に対して市町村が関与できる仕組み)の活用にあたっては障害(児)福祉計画の記載が根拠となるため、本制度の活用を念頭に計画の記載を検討。
- 手話施策推進法の成立を踏まえ、幅広い年齢層による支援者の養成を行うことの重要性について盛り込む。

⑨ 障害者等に対する虐待の防止等

- サービス担当者会議等における本人の同席等の徹底を図るなど、障害者の意思決定支援をより一層推進する必要があることについて記載。
- 障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、希望する生活の実現に向けた支援を行うため、各種施策の連携による支援の推進に取り組むことについて記載。

⑩ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- 「地域共生社会の在り方検討会中間とりまとめ」を踏まえ、地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進について盛り混む。

⑪ 住宅セーフティネット制度との連携

- 共同生活援助等の居住に関する障害福祉サービスの提供が、居住サポート住宅の供給の目標等と調和が保たれたものとともに、各自治体の住宅担当部局や、居住支援協議会等の関係団体と連携を図って取り組むことが望ましいことを記載。

⑫ 災害時における障害福祉サービス提供の確保

- 避難行動要支援者名簿の作成や福祉避難所の指定等の取組について、地方公共団体の防災部局や職能団体等と連携を図って取り組むことが望ましい。
- 施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性について盛り込む。

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等

- 「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋」などを踏まえ、以下の項目について引き続き議論。
 - ・障害福祉サービスの地域差を是正し、計画的かつ効率的に供給するための方策
 - ・市町村が都道府県の事業所指定に対し意見申出の仕組みの推進
 - ・共同生活援助(グループホーム)における総量規制なども含めた事業所指定のあり方
 - ・適切な給付決定のための取組

2 障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会 これまでの議論のまとめ(令和7年9月)

国では、障害のある人の更なる地域移行を進めていくため、障害者総合支援法の基本理念に基づき、障害者支援施設の役割や機能、るべき姿や今後の目標の方向性について検討を進めています。

障害者支援施設の役割・機能、るべき姿

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| 1. 利用者の意思・希望の尊重 | 2. 地域移行を支援する機能 |
| 3. 地域生活を支えるセーフティネット機能 | 4. 入所者への専門的支援や生活環境 |

今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性

- | |
|---|
| 1. 施設待機者の考え方や把握について、課題を考慮しつつ、事例の共有など、対応を引き続き検討。 |
| 2. 地域移行者数や施設入所者数の削減など、実態把握の方策も含め目標値を検討する。 |

3 最近の施策の主な動き

2022年・ 令和4	<ul style="list-style-type: none">●難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針●特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議報告●障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）●障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）改正（R5から順次施行）●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）改正
2023年・ 令和5	<ul style="list-style-type: none">●通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告●障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針●障害者雇用促進法改正施行（法定雇用率の段階的な引き上げ等）
2024年・ 令和6	<ul style="list-style-type: none">●障害者差別解消法改正施行（事業者による障害者への合理的配慮の提供の義務化等）●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）改正施行（障害者等の地域生活の支援体制の充実等）●障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援の推進について（厚生労働省・こども家庭庁連名通知）
2025年・ 令和7	<ul style="list-style-type: none">●障害者雇用促進法改正施行（障害者雇用の除外率引き下げ）●住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）改正施行●障害者支援施設及び共同生活援助（グループホーム）における「地域連携推進会議」開催義務化●省力化投資促進プランー障害福祉－●「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ●災害対策基本法等の一部を改正する法律●2040年に向けたサービス提供体制等のあり方に関するとりまとめ●「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」これまでの議論のまとめ